**えびの市本庁舎照明設備ＬＥＤ化事業　仕様書**

**１．事業名**

　えびの市本庁舎照明設備ＬＥＤ化事業

**２．仕様**

（１）規格、品質について

①　ＬＥＤメーカーは日本国内メーカーであること。複数のメーカーからの調達を妨げない。

　　②　全て新品であること。

　　③　既存照明器具と同等以上の仕様（照度、色温度等々）で、著しく意匠が変わらないものであること。

　　④　管球交換を基本とし、管球取付にあたっては、省電力化を前提とする配線のバイパス接続等の既存設備

の加工作業を行いＬＥＤ照明に取り換えること。この場合、安定器の撤去は求めないこととする。また、

劣化したソケット及び配線（長期の使用に耐えられないもの）については交換し、落下等の危険がないよ

う安全に設置すること。ただし、天井材にアスベスト含有の可能性がある場合は別途打合せをする。

　　⑤　ＬＥＤメーカーの製品として直管型ＬＥＤを１００万本以上の出荷実績があること。

　　⑥　耐久性の高い機器並びに４０，０００時間以上の寿命の光源（ＬＥＤ）を使用すること。

　　⑦　将来的に発光部位が損耗した場合にも世界共通規格で交換が可能なこと。

　　⑧　無線調光施工実績があること。

　　⑨　４０型蛍光管タイプはワット当たり２００ルーメン以上の省エネルギー性能を持っていること。

（２）メーカー製品保証期間は１０年間とする。

（３）消費電力及びＣＯ２排出量削減について

　　①　ＬＥＤ化後の年間消費電力量及びＣＯ２排出量の大幅な削減を実現できる提案であること。

（４）契約・金額について

　　①　５年間（６０か月）とする。

　②　提案にあたっては、商品代、・交換工事費・送料・廃棄費用と賃貸借利率の全てを含んだ金額とし、総

　　額１０，８７３，６８０円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）を上限として積算すること。

　　　なお、契約は、１か月あたりの単価（消費税及び地方消費税の額を含む。）で締結するものとする。

③　賃貸借期間満了後にえびの市への所有権の移転（無償譲渡）を行うこと。

（５）その他

　①　照度７５０ルクス以上の照明設備とすること。

　　②　環境負荷の少ない設備を採用すること。

　③　今後の改修及び修繕等に配慮した計画とすること。

　　④　作業にあたって劣化したソケット（ひびが入っている、変色している等長期の使用に耐えられないもの。）

　　及び劣化した配線（腐食している等長期の使用に耐えられないもの。）については交換し、落下等の危険が

ないよう安全に設置すること。

　　⑤　既存の照明器具については、別紙照明配置図、照明姿写真または既存器具リストのとおり。

⑥　必要な場合には直ちに現場へ職員を派遣するなど、迅速な対応が可能な体制であること。

　　⑦　契約手続きに要する経費については、全て受託者が負担すること。

　　⑧　交換した製品について、製品の不良又は交換を行った者の責に帰する不具合が生じた場合は、事業者等

は無償にて修理・交換の措置を講ずるものとする。ただし、管球以外の既存の機器（灯具、ソケット、スイッチ等）、使用時間並びに使用方法等上記以外の原因によって生じた不具合はこの限りではない。

⑨同様の自治体公共施設のLED化業務を過去５年間に複数請け負った実績があること。

　　　※同規模の工事を請け負った証明として契約書等の提供ができること。

⑩　既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において、地元電気工事業者の活用を優先的に行

い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

⑪協力会社が複数の場合は、できる限り地元電気工事会社を主とするよう配慮すること。

⑫　施工を通じて、市に有益となる独自の省エネ提案等（市の他施設や近い将来に想定される本庁舎建て替

えに際しての助言等）に配慮すること。

⑬　この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で別途協議して定める。